

令和7年4月8日

保護者の皆様へ

徳島県立徳島商業高等学校長

特別警報等の発令時における措置について（通知）

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清栄のことと拝察いたします。日頃は、本校の教育に御理解と御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、特別警報または暴風警報が発令された場合の措置についてお知らせいたします。十分御理解いただきまして、お子様への御指導をよろしくお願ひします。

1 特別警報または暴風警報が発令された場合

特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪の6種類全て）または暴風警報が発令された場合、その日は休校とします。

ただし、午前7時の時点で警報が解除されている場合は、休校ではありません。

2 その他の警報（大雨、洪水、大雪、津波等）が発令された場合

原則として、平常通りの校時で授業を行います。休校ではありません。なお、休校でない場合にも、地理的条件等により登校することが危険な場合は、状況を十分に判断され、無理をしないようにしてください。この場合には、保護者から学校（088-623-0461）に御連絡ください。